

宮澤・レーン事件の問いかけ

～戦時中の「北海道大学スパイ冤罪事件」と現在～

“国家権力犯罪”を許すな！

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

福島 清 1938年長野県生、諏訪清陵高校卒、1957年毎日新聞東京本社印刷局、1970年代後半の毎日新聞再建闘争時、毎日新聞労組本部書記長(1974～1978)、1995年、毎日新聞社定年退職。2013年1月「真相を広める会」事務局長。2016年8月、同会は組織活動を停止したが事務局は存続、可能な活動を引き継いでいる。

目次

- ① 北大「スパイ冤罪事件」の被害者
- ② 捏造された罪と罰
- ③ 冤罪の加害者は国家権力
- ④ フォスコ・マラーニの果たした役割
- ⑤ 北海道大学の戦前・戦後
- ⑥ “戦争への道”を許してはならない
 - ・ 治安維持法から敗戦まで
 - ・ 安倍政権による“戦争への道”
 - ・ ファシズムの初期兆候14項目
 - ・ 権力犯罪に“時効”はない

上＝クラーク博士像の横に立つ宮澤弘幸＝1938年。

下＝ハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻＝1939年



①北大「スパイ冤罪事件」の被害者

ハロルド・メシー・レーン 52歳

北海道帝国大学予科英語教師

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年6月11日有罪確定、懲役15年。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船でアメリカへ送還。

ポーリン・ローランド・システア・レーン 52歳

北海道帝国大学予科英語教師

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月5日有罪確定、懲役12年。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船でアメリカへ送還。

宮澤 弘幸 25歳

北海道帝国大学工学部学生

1941年12月8日検挙、42年4月9日起訴、43年5月27日有罪確定、懲役15年。網走刑務所に

収監、1945年10月10日、GHQの覚書に基づき釈放。

渡邊 勝平 26歳、北海道帝国大学工学部助手

1941年12月8日検挙、同年12月19日有罪確定により懲役2年。

丸山 護 29歳、会社員

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月16日有罪判決、同確定により懲役2年

黒岩喜久雄 25歳、無職（

1941年12月27日検挙、42年4月10日起訴、同年12月24日有罪判決、同確定により懲役2年執行猶予5年

石上茂子（シゲ） 元レーン家女中

1941年12月8日検挙、100日を超える勾留取り調べ後、42年3月10日「嫌疑なし」で釈放

<レーン夫妻の来歴――夫＝クエーカー教徒・兵役拒否、妻＝京都生まれ・札幌育ち>

◇ハロルド・メシー・レーン

1892年（明治25）10月7日、アメリカ合衆国の中央部アイオワ州で生まれる。敬虔なクエーカー教徒として教団建学のカレッジで学び、卒業論文は「チャールズ・ディケンズと社会悪の改革」

◆1917年（大正6）4月、アメリカの第一次世界大戦（1914年開戦）参戦に際し、良心に基づく兵役拒否の制度を行使して徴兵を忌避、教会後援の社会奉仕に従事。戦後、フランスの復興に関わり、その後、銀行員を経て、日本政府による大学教員公募に応じて来日。

◆1921年（大正10）8月20日、北海道帝国大学予科の英語教師に就任。この間、下宿したローランド家でポーリンと出会い、やがて結婚。長男夭折後6人の娘の父となる。◆1941年12月8日、日米開戦と同時に、一斉検挙によって拘束され、大審院で有罪確定服役するも、43年9月日米交換船によって母国送還される。◆1951年（昭和26）4月、北大有志の再招聘運動に応じて北大英語教師に復職。◆1963年（昭和38）8月7日、死去。札幌・円山墓地に眠る。

◇ポーリン・ローランド・システア・レーン

1892年（明治25）12月7日、京都で生まれる。父は宣教師。4歳から札幌で育ち、アメリカのカレッジで学ぶうちに結婚するが、夫は第一次世界大戦で戦死。◆1922年（大正11）5月、ハロルドと結婚。以後ハロルドの来歴と重なるが、日本語は母国語にまさる堪能で子供たちも日本語で育て、北大のほか大学や旧制中学などで英語を教え、夫妻共々多くの教え子に慕われた。

◆1966年（昭和41）7月16日、死去。夫と共に円山墓地で眠る。

<宮澤弘幸の生涯ー生い立ち→検挙・判決・収監→釈放、そして死去>

1919（大正8）年8月8日、東京・豊多摩郡代々幡（現・代々木あたり）生。山谷小学校、府立六中（現新宿高校）卒。第一高等学校受験失敗。

1937年4月 北海道帝国大学予科入学。文武両道、戦時下でも青春を謳歌。

1938年、「蟬山正道を囲む会」参加。「文武会」（全学学友会）理事。古典研究会、哲学研究会を組織。年末、北大無給助手で着任のフォスコ・マラーニと出会う。

1939年6月、「心の会＝ソシエテ・ドゥ・クール」発足。7月、北大学生課の斡旋で樺太の夏季労働実習に参加し海軍の勤労奉仕（次のスライドの写真参照）。

1940年4月、北大工学部電気工学科へ進学。国策会社・南満州鉄道募集論文に応募、「大陸一貫鉄道論」入選。7月、マラーニと北海道中央部を自転車旅行。

1941年4月、高橋あや子と親しくなる。海軍委託学生試験に合格、月45円の手当もらう。5月、千葉県習志野の陸軍戦車学校の機会化訓練講習会に参加。

1941年12月8日、太平洋戦争開戦。特高による一斉検挙で拘束される。

1943年5月27日、大審院上告棄却。懲役15年確定。網走刑務所に収監。

1945年10月10日、移監先の仙台刑務所からGHQの超法規覚書によって釈放。

1947年2月22日、死去。獄を出てわずか1年5カ月、事実上の獄死、27歳6カ月の生涯だった。



1937年4月、北大予科に入学した宮澤弘幸と母

＝定山溪温泉にて

②捏造された罪と罰

<宮澤弘幸が“スパイ”とされた行動の真相>

①北大学生課あっせんの夏季労働実習で行った旧樺太（現サハリン）大泊町の海軍工事現場で聴取・目撃したこと。

⇒文部省主導の「学生勤労奉仕隊」の一環であり、これの北大版。

②上敷香の海軍飛行場の工事現場で聴取したこと。

⇒前項の実習終了後に、「オタスの杜」を見学した後に旅行した。

③灯台船に便乗・巡航した樺太・千島列島で聴取・目撃したこと
（帰路の列車中で乗客から根室の海軍飛行場を聞いたこと）

⇒父の知人の札幌逓信局長の口利きで北大からの推薦も得た。

④海軍軍事思想普及講習会（樺太）に参加した折に見学・知得したこと。

⇒夏季労働実習の時、開催を知り、国を思う気持ちから応募した。

⑤陸軍の機械化訓練講習会（千葉）に参加した折に聴講・知得したこと。

⇒陸軍が催し、同じ気持ちから参加した。

⑥旧満支方面を旅行した折に目撃知得したこと。

⇒南満州鉄道が公募した学生論文に入選した褒賞として参加した。



①の旧樺太大泊町での海軍工事現場で撮影した写真。前列右端が宮澤弘幸。同行した全学友が同じメシを食い同じ見聞をしながら苦楽共に汗したにもかかわらず、宮澤だけが検挙された

<軍事秘密・探知罪・漏泄罪の定義(歯止め)>

軍機保護法＝元々は1899年（明治32）制定の軍内部の規律に重きをおく概括法だったが日本軍による大陸侵攻さ中の1937年（昭和12）8月の抜本改正で、国民弾圧に手を染める実質・新法に改悪された。しかし、その中でも議会審議（帝国議会）を通じ、人権侵害を防止する視点からの審査が厳正に行われ、軍・司法当局の答弁を基に重要事項での歯止め規範が合意され、定義化された。以下、箇条書き

◇**軍事秘密**＝軍の統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知・収集できない秘密を指す。

◇**探知（罪）**＝軍事秘密と知った上で故意に不法不正な手段を以て探知・収集した故意犯を探知罪の対象とする。

◇**漏泄（罪）**＝軍事秘密を故意に探知・収集した者、あるいは偶然に知得した者が、これを他人、あるいは外国、あるいは外国の為に行動する者に漏泄した場合、あるいは公にした場合は、漏泄罪の対象となる。

軍機保護法・付帯決議＝上記合意（定義）を踏まえ、下記決議を付帯することで全員一致、軍機保護法改正案を可決成立した。陸海軍・司法大臣も議場において尊重を宣明している。

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

<捏造された秘密と罪と罰>

◇**宮澤・探知罪**＝先の項で、宮澤弘幸が起訴・判決でスパイとされた行為・主要6例を例示したが、このいずれもが、（仮に軍事秘密であったとしても）聴取、目撃、見学、知得、聴講したものであって、不法不正な手段で収集したものは一例もない。判決理由にも、不法侵入、窃盗、強奪、略取などに拠ったとの記載は全くない。したがって探知ではない目撃、知得を「探知」だとすり替え、捏造したこと明らかにする。

◇**レーン夫妻・探知罪**＝レーン夫妻には判決に於いても、独自に探知した事例は一例もない。全て、宮澤らから聞いたもので、しかも、宮澤らから不正不法な手段によって聞き出したものは一例もない。これは判決でも明らかであり、よって探知でないものを「探知」だとすり替え、捏造したことが明らかになる。

◇**漏泄罪**＝宮澤判決では、軍事秘密を全てレーン夫妻に漏泄したとなっている。その通りだとすれば、この時点でレーン夫妻は全て入手済みとなり、探知の必要は全くない。もし必要あったとすれば、宮澤漏泄が成立していなかったことになる。これが両者の関係であり、どちらかが捏造ということになる。

◇**軍事秘密**＝探知、漏泄のいずれもが、判決の上でも不正不法に拠ったものではないことが明らかなのだから、秘密自体が不正不法に拠って探知しなければ得られない高度の秘密ではなく、軍機保護法の対象となる秘密ではなかったことになる。

◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その①

昭和8（1933）年発行の「根室要覧」には海軍飛行場が描かれている。飛行場の北側に沿って鉄道線路が描かれている。

←海軍飛行場

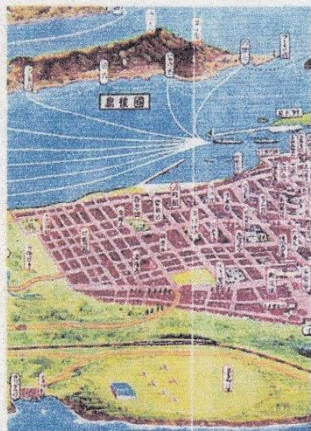


「レーン・宮沢事件」

太平洋戦争開戦の日（1941年12月8日）に北海道帝国大（現北海道大）の英語教師と学生が軍機保護法違反容疑で逮捕された「レーン・宮沢事件」で、軍事機密の一つとされていた根室町（現根室市）の海軍飛行場が、摘発数年前に刊行された根室町役場の「根室要覧」など三つの資料に記されていたことが、根室市歴史と自然の資料館の調べで分かった。飛行場の存在は開戦前の新聞でも伝えられており、周知の事実が「海軍が公表していない」として拡大運用された証拠として注目される。

資料は▽「根室要覧」（1933年発行）▽変わり絵はがき「根室千島鳥瞰図」（34年発行）

要覧などに根室飛行場



「根室要覧」に描かれた海軍飛行場（下部）

英語教師、ハロルド・レーン夫妻らと共に特高警「ニッポン」の世界一周飛行事業に逮捕された。3人は業を紹介する記事中でも

周知の事実を「軍機」

▽「根室千島両國郷土史」（同）。要覧と絵はがきには点線などで「海軍飛行場」の記載があり、郷土史には「面積二百町歩で（中略）帝國飛行場中の最大計畫なり」などと記されていた。北海道帝大の学生だった宮沢弘幸さんは、根室の海軍飛行場の存在を教えたなどとして同大予科

新聞にも再々登場

根室飛行場は毎日新聞の前身・東京日日新聞

が1939年に



繰り返し登場。全国の読者にその存在を知らしめている。ニッポン号は同年8月26日に羽田を出発。根室

飛行場に着陸予定だったが、天候不良で札幌に変更。東日は翌日、ニッポン号が根室飛行場上空を飛び去る姿を記事で紹介した。

『おお、ニッポンはつひに来た』高度五百米美しい胴体の流線に美しい双翼を張って爆音を響かせて飛び去る瞬間、日の丸の旗は天にも届け

◇根室海軍飛行場が機密ではなかった証拠 その②

昭和9（1934）年8月4日、海軍大湊要港部は、米国海軍武官に根室飛行場の見学を許可していた。

大湊機密第二七一號ノ二
昭和九年八月四日

大湊要港部 副官

根室支廳長 殿
根室町長 殿
根室憲兵分駐所長 殿

米國海軍武官根室飛行場見學ノ件通知

本件左記ニ依リ許可セラレタルニ付便宜供與方可然御取計ヲ得度

一、見學者
東京在勤米國大使館附海軍武官 海軍大佐 Fred. F. Rogers
同 輔佐官 海軍大尉 H. H. Smith - Hutton

二、見學豫定

八月十日（金） 根室飛行場

三、見學者ハ日本語ヲ解シ特ニ「スミス、ハツキン」大尉ハ日本語ヲ正確且自由ニ使用シ得

四、案 内

(イ) 大湊要港部ヨリハ案内者ヲ出ダサレズ 町長及憲兵分駐所長ニ於テ案内セラレタシ

(ロ) 機 密ニ關スル事項ハ概ネ左記ニ據ラレ度

(ハ) 飛行場ノ面積及施設ハ嚴秘トス

(ニ) 飛行場及其ノ附近ノ撮影、模寫等ヲ禁ズ

(ホ) 從來飛行場ヲ使用シタルコトノ有無ニ關シテハ具體的ノ回答ヲ避テ夏季ハ一二回使用シタルコトアルモ冬季ハ未ダ使用シタルコトナシノ程度トス

(ヘ) 週封ハ懇切卒直ヲ旨トセラレ度

(終)

大湊機密第二七一號ノ二
昭和九年八月四日

大湊要港部 副官

根室支廳長 殿
根室町長 殿
根室憲兵分駐所長 殿

米國海軍武官根室飛行場見學ノ件通知

本件左記ニ依リ許可セラレタルニ付便宜供與方可然御取計ヲ得度

一、見學者
東京在勤米國大使館附海軍武官 海軍大佐 Fred. F. Rogers
同 輔佐官 海軍大尉 H. H. Smith - Hutton

二、見學豫定

八月十日（金） 根室飛行場

三、見學者ハ日本語ヲ解シ特ニ「スミス、ハツキン」大尉ハ日本語ヲ正確且自由ニ使用シ得

四、案 内

(イ) 大湊要港部ヨリハ案内者ヲ出ダサレズ 町長及憲兵分駐所長ニ於テ案内セラレタシ

(ロ) 機 密ニ關スル事項ハ概ネ左記ニ據ラレ度

(ハ) 飛行場ノ面積及施設ハ嚴秘トス

(ニ) 飛行場及其ノ附近ノ撮影、模寫等ヲ禁ズ

(ホ) 從來飛行場ヲ使用シタルコトノ有無ニ關シテハ具體的ノ回答ヲ避テ夏季ハ一二回使用シタルコトアルモ冬季ハ未ダ使用シタルコトナシノ程度トス

(ヘ) 週封ハ懇切卒直ヲ旨トセラレ度

(終)

③冤罪の加害者は国家権力

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に集約される国家権力そのものだった。それは事件の暗幕に光を当てれば見えてくる。

内務省＝1874年開庁。警察機構と地方機関（都道府県）の掌握を軸に、運輸、建設、殖産、民生にわたる広範な国家権力を統括。中でも、全国の特高警察（特別高等警察）を統括する警保局が治安権力を揮った。

特高警察＝組織上は都道府県警察部（現・都道府県警察本部）及び、各警察署に所属したが、実際には内務省（警保局）直轄の強力な中央集権体制に組み込まれ、署長といえども関与しがたい、警察部内にあっても異質な存在だった。

裁判所＝組織上は司法界にあっても独立の存在だったが、戦時体制下では、軍機保護法、国防保安法、戦時刑事特別法、戦時特別措置等によって、治安被告の権利が大幅に奪われ、裁判所も事実上弾圧権力に組み込まれていた。



<軍部隸従・国民弾圧の背景>

1930年代に入り、「国益」「生命線（満蒙生命線）」という言葉が権力、及び御用知識人によって多用され、国民意識を軍部隸従・戦意高揚に誘導した。

1936年ロンドン軍縮会議から脱退し無制限軍拡へ。2・26事件を経て、軍・国家にとって不快な言動を反軍・反国家思潮と決めつけ国賊化へ誘導した。

1937年、遂に日中戦争に引き込み、軍機保護法を全面改定して検挙対象を一般国民に拡大・重罰化。さらに国家総動員法（1938年）、国防保安法（1941年）など戦時新法を量産すると共に治安維持法を全面改悪して無差別かつ治安権力の恣意のままに検束を可能にした。

1941年、御前会議で帝国国策遂行要領（対米英開戦準備）を策定すると同時に、内務省指令で全国特高が「外謀」（スパイ）名目で拘束すべき不穏人物（生贄）のリストを作成し、一斉検挙に備える。



<一斉検挙に関わる場所と建物>

1941（昭和16）年12月8日。全国一斉検挙
●レーン夫妻はこの朝、北大外国人教師官舎で
検挙されたとみられる。

●宮澤弘幸は札幌市内で五力所転居している。
この朝、北2条西24丁目の下宿に住んでいた宮
澤弘幸が、何時に何処で検挙されたかを特定す
る資料は見つかっていない。



雪に埋もれた外国人教員官舎跡地



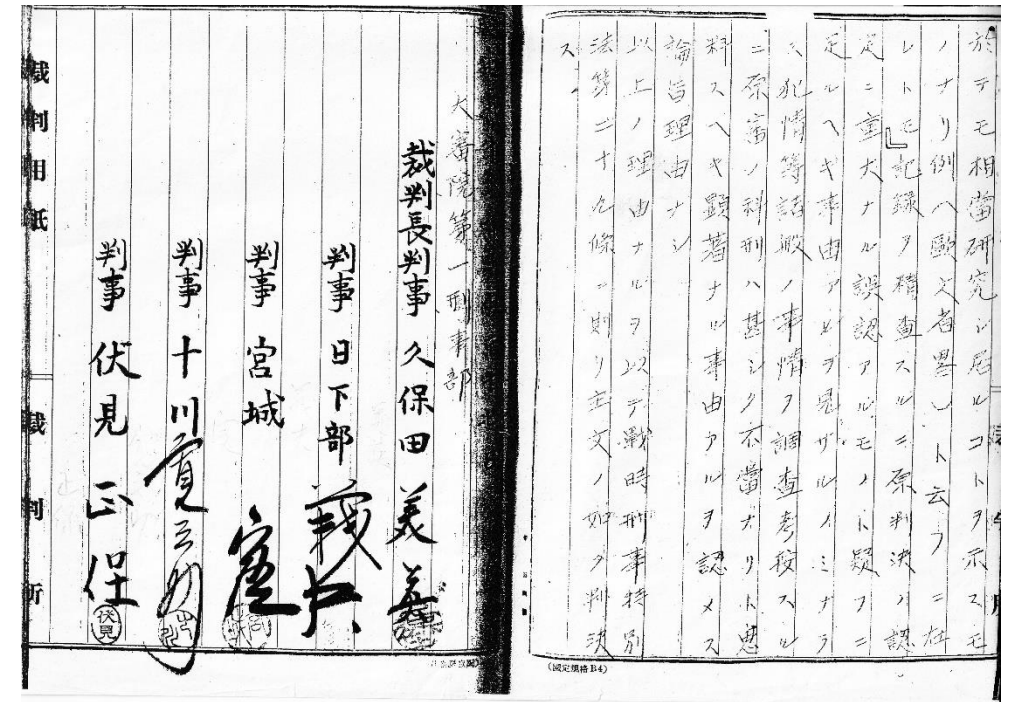
<暗黒裁判で懲役15年が確定＝収監>

1942年12月16日、札幌地裁（公判は非公開）懲役15年の判決。控訴するも、戦時法によって高裁をとばし、大審院で審理。

弁護団は、「罪トナラザル事実ヲ有罪ニ断シタル違法」「事実誤認シ法ノ適用ヲ誤リタル違法」「証拠ニヨラズシテ断罪シタル違法」など8項目にわたる「上告趣意書」を作成、精緻な論証を展開した。

しかし大審院は、門前払いを誘導する戦時法を盾に、事実調べをすることなく「原判決ハ認定事実ト擬律ト二齟齬アル所ヲ見ザルノミナラズ所論ノ違法一トシテ存スルコトナク論旨総テ理由ナシ」と紋切り文句で切り捨てた。

1943年5月27日、大審院（現・最高裁）、上告棄却。
有罪確定→網走刑務所収監



<なぜ、有罪・重刑に？>

宮澤弘幸は、好奇心旺盛で旅好きだった。当時、北に国境を接する北海道はいたるところ軍の施設があった。この当事者には無関係で無作為の絡みを、狡猾な特高がつけ狙ったことは十分ありうる。

宮澤弘幸は、思想信条においてはほとんど内務省好みと重なっていた。国益に根ざした大陸一貫鉄道の建設を渴望する論文、軍事教練に勤しみ、軍の特別講習に進んで参加し、海軍委託学生に志願し合格している。

その宮澤弘幸がスパイと断じられたのだから毅然と否定し反発した。その強気の反発が高飛車な特高には国家への反逆と映った。天皇の特高警官に逆らうことは、天皇に逆らうことだと。これで反国家の若造と烙印された、これもありうる。

宮澤弘幸は、拷問によって一度は虚偽の自白に追い込まれたが、起訴後は一貫して捏造された容疑を否定した。この頑強者を戦時の銃後に出しては不穩かつ悪弊となりかねず、長期、刑務所に閉じ込めるに限る。これもまた十分にありうる。



<権力が罪をでっち上げた目的>

冤罪の証拠は敗戦と同時に国家権力によって隠滅されたが、消し得ぬ痕跡は残っており、中でも3割に満たない有罪率は冤罪のありかを明かしている。

●「1937年から3年間、軍機保護法で検挙された人数は377名であったが、起訴され有罪となったのは14名、3.7%に過ぎなかった」「特に1939年は検挙289名と過去最多であったのに対し有罪4名だけだった」（防衛省・防衛研究所紀要）

●「軍機保護法にかかる昭和14年までの裁判所受理件数159件のうち起訴は31件で19%」（判事・伊達秋雄の調査）

●「12・8一斉検挙126人のうち有罪判決は1942年末で罰金14人を含めても37人、29.3%」（内務省「外事警察概況」から積算）

＝以上の事実は、**検挙自体が目的で、容疑の存在、解明、証明は二の次三の次だった**実態を露わにしており、現に「外事警察概況」は、3割弱有罪をもって「米英系外諜組織は一応壊滅」と自賛、内務省幹部の中には「査察内偵宜しきを得れば、取締目的の十中八九は之を果たし得たと言っても過言でない」との言さえある。

翻って、大量検挙の正当性を捏造するには見せかけでも絶対有罪が必要であり、それは強力な見せしめにもなると、高をくくったのである。



④フォスコ・マラーニの果たした役割

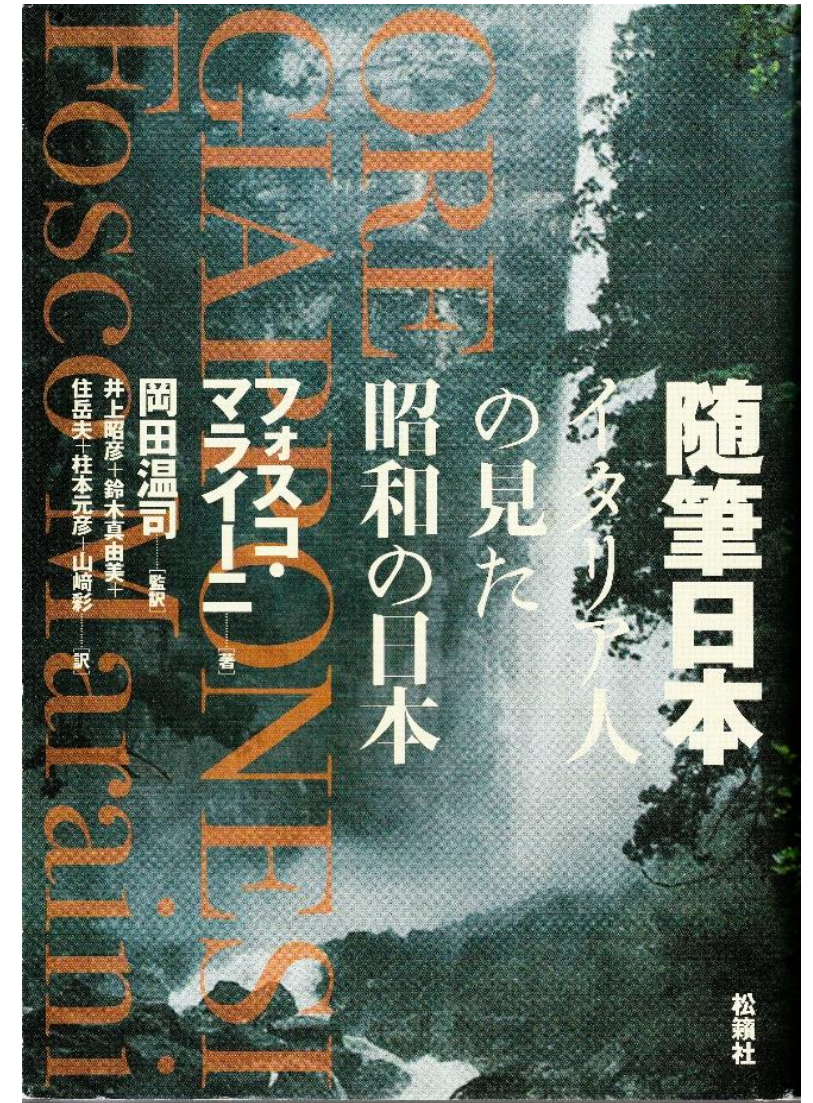
- ・ フォスコ・マラーニは1912年（明治45）11月15日、イタリア生まれの文化人類学者で登山家で写真家で文化交流事業家。
- ・ 1938年（昭和13）12月、国際学友会（本部・東京）の日伊交換留学生として奨学金を得、妻子共々来日。アイヌ民族研究への強い希望で北大を留学先を選び、同医学部解剖学教室に無給助手の資格で席を得る。同時にレーン夫妻らの知遇を得て、心の会の一員となり、奨学金満期の1941年（昭和16）4月まで札幌で過ごした。
- ・ 弱者、虐げられた人たちに目が届き、半面、海外の新聞を取り寄せるなどして国際情勢にも明るく、考え方を異にする人たちとも交流できる自由人。また、学生たちと年齢が近いことあって兄貴格となり、広く深く影響を与えた。



「ソシエテ・ドゥ・クール（心の会）」発足記念写真。前列右端が宮澤弘幸、その左がレーン夫妻、後列中央ネクタイ姿がフォスコ・マラーニ

- 宮澤弘幸とは、登山、自転車旅行などで野外活動も共にし、いつとき自宅に居候もさせている。宮澤が検挙されたときは既に札幌を去り、京都大学のイタリア語教師に転じていたが、遠方から物心支援篤かった。宮澤が釈放されたあと、自分から消息を訪ね、北大での旧交を温めたのはマラーニだけだった。
- 1943年（昭和18）9月、イタリアが連合国に降伏し、日独伊同盟から脱落してからは敵国人扱いとなり、名古屋の外国人収容所に隔離されてからは辛酸を舐めたが、親日姿勢は変わらず、帰国後も訪日を重ね、『オレ ジャポネジ』（日本語訳『随筆日本—イタリア人の見た昭和の日本』）の大著をものにしてている。その初版の序文で、宮澤弘幸について次のように書いている。

（宮澤弘幸は）盲目的なまでに残酷な日本の軍国主義の犠牲となってしまった。わたしにとってヒロユキは、日本精神のもっとも高貴な、この地上で最も貴重な側面を表していた。……荒々しい暴力的な蒙昧さの内で何世紀ものあいだもがいている日本がヒロユキを打ち倒したわけだ……。





宮澤弘幸を回想して絶句するフォスコ・マライーニ（ビデオ『レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日』から）



帰国するフォスコ・マライーニ一家との記念写真。前列中央が宮澤弘幸。おそらく生前最後の写真。

＝1946年2月16日、東京・丸の内ホテルにて

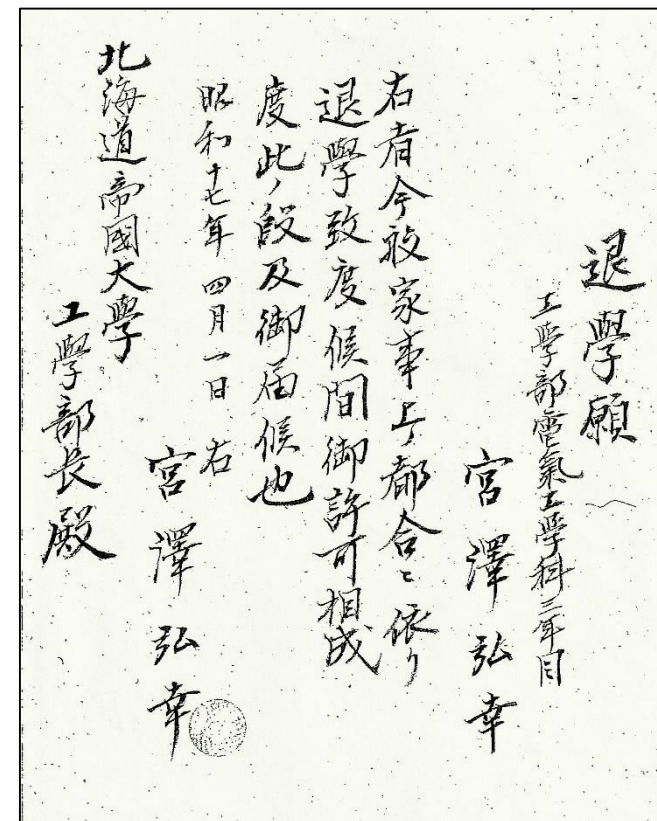
⑤北海道大学 戦前・戦後

宮澤弘幸検挙の報を受けた母・とくは、札幌に急行し、今裕・北大総長の自宅を訪ねたが同総長は何も応えてくれなかった。そればかりではない。

◆不可解な「退学」処置の真相

北大には、昭和17(1942)年4月1日付の宮澤弘幸自筆とみられる「退学願」があり、学籍簿には「家事上の都合」を理由に退学とある。ただし、「願」を受け取ったのは「4月30日から5月7日までの間」であるとしている。この間、宮澤弘幸の身柄は、検事の指揮下で拘束されていた。従って「願」は、検察か警察の監視下で書かされたことになる。北大にとって、「起訴された教官や学生」がいることは好ましいことではない。起訴（4月9日）前に、面会して「願」を書かせ、4月1日付で処置したのではないか？

一方、判決文の被告欄に「北海道帝国大学工学部学生」とある。これはなぜか。北海道大学が、宮澤弘幸にとった処置には、依然として謎が残されている。



<事実上、名誉回復されたレーン夫妻>

<レーン夫妻の来歴>にあるように、1950年秋、北大では夫妻を再び英語教師として招こうとの声が起こり、夫妻もそれを希望していたため、1951年再び赴任。しかし弾圧された実態は黙して語らなかった。

レーンさんに学んだ学生たちは今なお健在である。2018年秋、北大OBのMさんが在学中に撮りためた写真をまとめた「北海道大学夢風景」と題した写真集が刊行された。そこには1954年撮影の穏やかな表情のレーンさんがいる。



札幌・円山墓地に眠る
レーン夫妻

<戦後も無視され続けた宮澤弘幸>

1965年の北大正史『創基八十年誌』、1980～82年の『百年史』とも、レーン夫妻の強制送還については触れているが、宮澤弘幸については何の記述もない。2001年の『北大の125年』で初めて冤罪の事実と宮澤弘幸の名をわずか10数行記したのみ。2010年、北大大学文書館年報に文書館長による「冤罪事件調査報告」を掲載した。



◆2014年5月7日、北大は秋間美江子さんと「真相を広める会」に以下を表明（右写真）。

- ①「北海道大学宮澤記念賞」創設
（2015年、第一回として学生10人に授賞）
- ②宮澤弘幸は冤罪であった。歴史的な出来事を風化させない。
- ③北大創基150年の正史でも同趣旨の見解を掲載する。
- ④北大総合博物館に宮澤・レーン事件を伝えるパネルを展示。
- ⑤百年記念館でも宮澤弘幸に関する展示を行う。
- ⑥秋間美江子さんから寄贈されたアルバムは常設展示コーナーを設ける。



<「スパイの家族」の苦しみ>

母・とくさん スパイとされた息子のこと知られまいと「大日本婦人会」の活動に。それでも「スパイの家族」は「国賊の家族」のウワサが流され、逃げるように転居を繰り返した。収監された弘幸と会いに綱走へ。「弘ちゃん。ごめんなさい」

弟・晃さん 1943年10月21日、雨の明治神宮競技場での出陣学徒壮行会で送辞を読むことになっていたが、「兄がスパイ」を理由に交代させられた。

妹・美江子さん 「兄がスパイ」と知られると結婚話は破談に。それは戦後も続いた。しかし1950年、阿寒湖で出会った秋間浩さんはそれを承知で結婚し支えた。

婚約者・高橋あや子さん 宮澤弘幸が北大卒業後、技術将校として海軍に入隊したら結婚する約束だった。独身を貫き、2013年2月、89歳で死去した。



右から、母・とく、弟・晃、弘幸、父・雄也、妹・美江子（1938年1月撮影）
父は、ドイツへも企業留学した技術者。
母は実業家の娘。当時としては中流の家族。裕福ながらも質素に育てられた。

⑥ “戦争への道”を許してはならない

<治安維持法から敗戦まで>

1925年	治安維持法の制定
1928年	治安維持法の改正
1931年	満州事変
1933年	国際連盟脱退
1937年	軍機保護法大幅改正
同年	日中戦争
1938年	国家総動員法
1940年	日独伊三国同盟
1941年	国防保安法
同年	太平洋戦争開戦
1942年	戦時刑事特別法
1945年	敗戦

<安倍政権による“戦争への道”>

2012.12.26	第二次安倍内閣発足
2013.11.27	国家安全保障会議設置
2013.12.6	特定秘密保護法成立
2014.4.1	防衛装備移転三原則閣議決定
2014.5.1	内閣人事局設置。官僚人事掌握
2014.7.1	集団的自衛権行使閣議決定
2015.9.19	安保法制＝戦争法成立
2016.1	マイナンバー運用開始
2016.5.24	刑事司法改革関連法成立
2017.4.25	沖縄辺野古米軍基地工事強行
2017.6.15	共謀罪法成立
2018.10.1	横田米軍基地オスプレイ配備強行

<“国家権力犯罪”への警戒を ①特定秘密保護法>

2013年12月6日成立

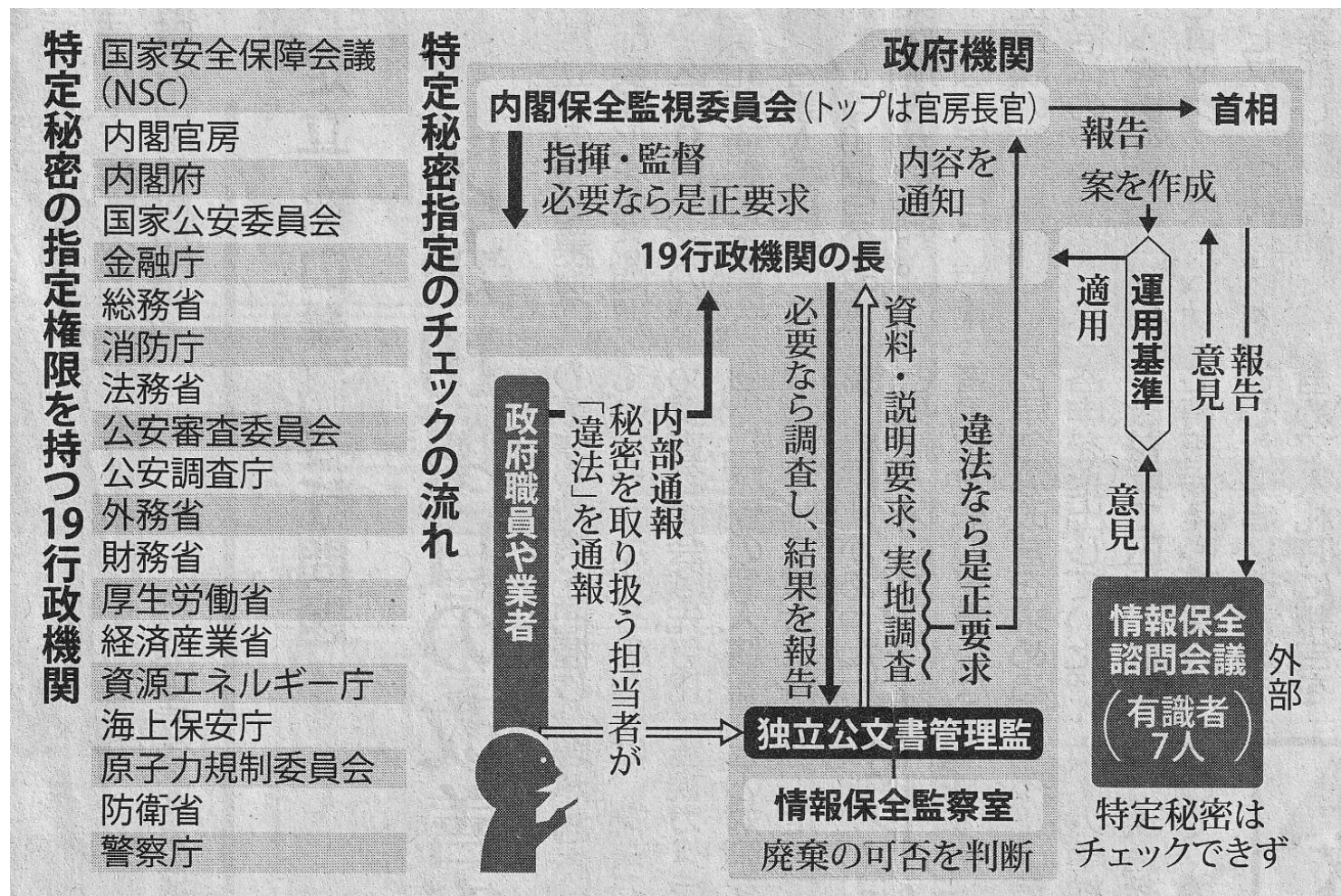
2014年12月10日施行

<特定秘密保護法>

適用対象は①防衛②外交③特定有害活動（スパイ防止など）④テロ防止。
秘密は大臣が指定。5年ごとに通算30年（一部は60年）。秘密を漏らすと最長で懲役10年

<問題点>

①知る権利の侵害②第三者機関のチェックがきかない③民間人も厳罰
④秘密の範囲があいまい⑤適性評価はプライバシー侵害



⇒施行から5年。「施行後4割増547件、適正評価対象12万人、特定秘密じわり拡大」（2018.12.6毎日新聞）

<“国家権力犯罪”への警戒を ②安保法制＝戦争法>

2015.年9月19日成立

2016年3月29日施行

<平和安全法制整備法とは>

①自衛隊法②国連PKO協力法③重要影響事態安全確保法④船舶検査活動法⑤事態対処法⑥米軍等行動関連措置法⑦特定公共施設利用法⑧海上輸送規制法⑨捕虜取扱い法⑩国家安全保障会議設置法――以上は改正
国際平和支援法――新設

<安保関連法骨子>

①歴史政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、戦後の安保政策を転換。行使要件は「存立危機事態」
②改正周辺事態法で自衛隊活動の地理的制約を撤廃。「重要影響事態」に概念を変え、米軍以外の他国軍も支援

③自衛隊法や武力攻撃事態法など10本の法改正を一括した「平和安全整備法」と他国軍の後方支援を随時可能にする新法「国際平和支援法」の2本で構成

③国連平和維持活動（PKO）派遣中の「駆け付け警護」解禁。平時から米艦船防護可能に



<“国家権力犯罪”への警戒を ③共謀罪法>

2017年6月15日成立

2017年7月1日施行

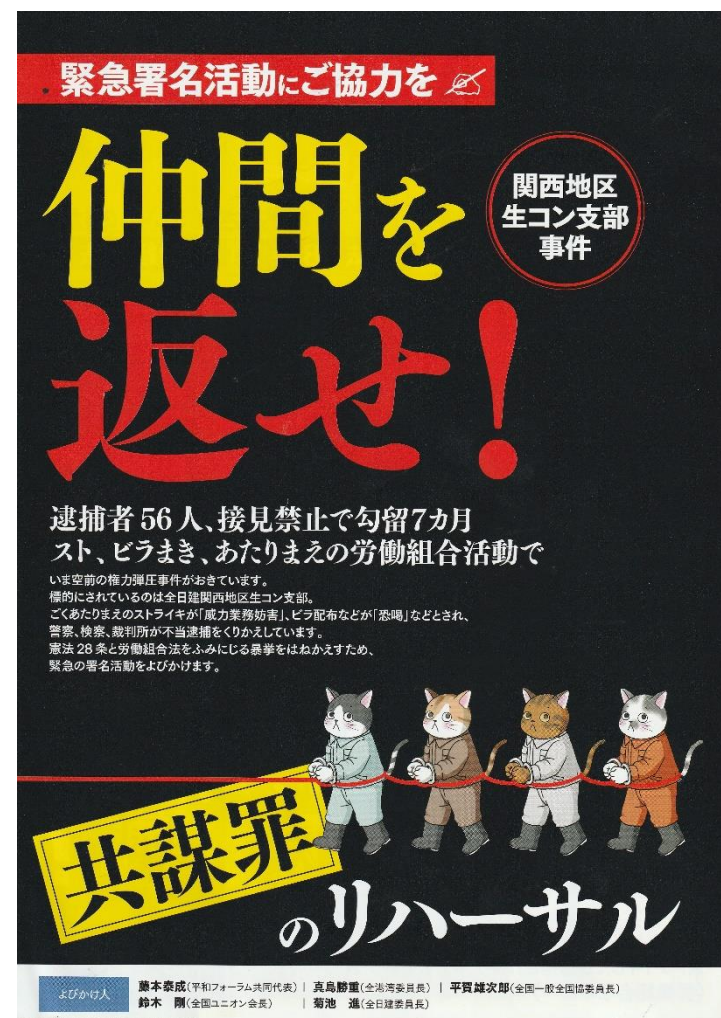
<改正組織犯罪処罰法（共謀罪法）>

適用対象は、①テロリズム集団などの組織的犯罪集団②対象犯罪は277③現場の下見などの準備行為が構成要件④実行前に自首した場合は刑を減免⑤組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

<問題点>

①近代刑法の行為原理に違反②東京オリンピックのためは不要③テロ対策のために必要な実効的措置は整備済④国連越境組織犯罪防止条約のためは不要⑤一般人も対象になる⑤内心を処罰する

すでに共謀罪法弾圧が始まっている！



<ファシズムの初期兆候14項目>

- ①力強く絶え間のない国家主義の宣伝
- ②人権の軽視・蔑視
- ③国民統合のための敵づくり
- ④軍隊の最優先
- ⑤女性差別のまん延
- ⑥マスコミの統制
- ⑦安全保障強化への異常な執着
- ⑧宗教と政治の結託
- ⑨大企業の保護
- ⑩労働組合の弾圧と排除
- ⑪知識層と学問に対する蔑視
- ⑫警察による取り締まりと懲罰の強化
- ⑬身びいきと汚職のまん延
- ⑭詐欺的な選挙



アメリカ・ワシントンのホロコースト記念博物館(上写真=Wikipediaから)には「ファシズムの初期兆候14項目」掲示してあるという。これは、政治学者のローレンス・ブリット氏が2003年に書いた文章がベースになっている。ブリット氏はヒトラー（ドイツ）、ムソリーニ（イタリア）、フランコ（スペイン）、ピノチェト（チリ）ら「ファシスト」と呼ばれた指導者の政治を文政期し、共通項をまとめたもの。

（翻訳者によって表現が違っているが、主旨は同じ）

<国家権力犯罪に“時効”はない>



宮澤弘幸は東京新宿の常圓寺に眠る。命日に墓参する北大OBのみなさん（2017年2月22日）

<主な参考資料>

「外事警察概況」復刻版

内務省警保局・1980年龍溪書舎

「戦争と国家秘密法―戦時下日本で何が処罰されたか」

上田誠吉著・1986年イクオリティ

「ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕」

上田誠吉著・1987年朝日新聞社

2013年花伝社から復刻版

「フォスコの愛した日本 受難の中で結ぶ友情」

石戸谷滋著・1989年風媒社

1989「スキャンダラスな人々―レーン夫妻スパイ事件と私たち」

岸本羊一著・1991年新教出版社

「レーン・宮澤事件―もうひとつの12月8日」

ビデオ制作委員会・1993年

「随筆日本 イタリア人のみた昭和の日本」

フォスコ・マライーニ・2009年松籟社

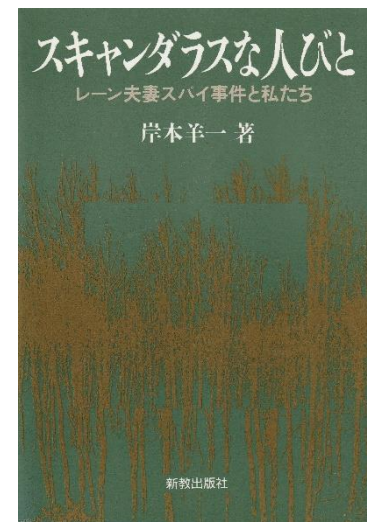
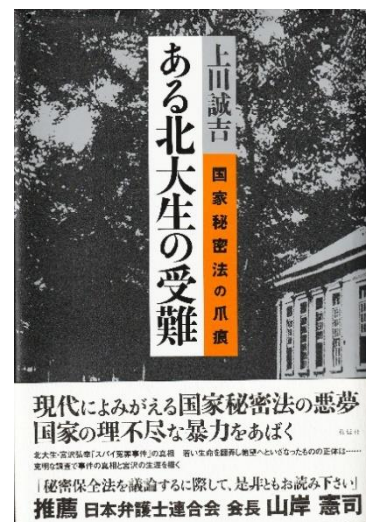
「引き裂かれた青春―戦争と国家秘密」

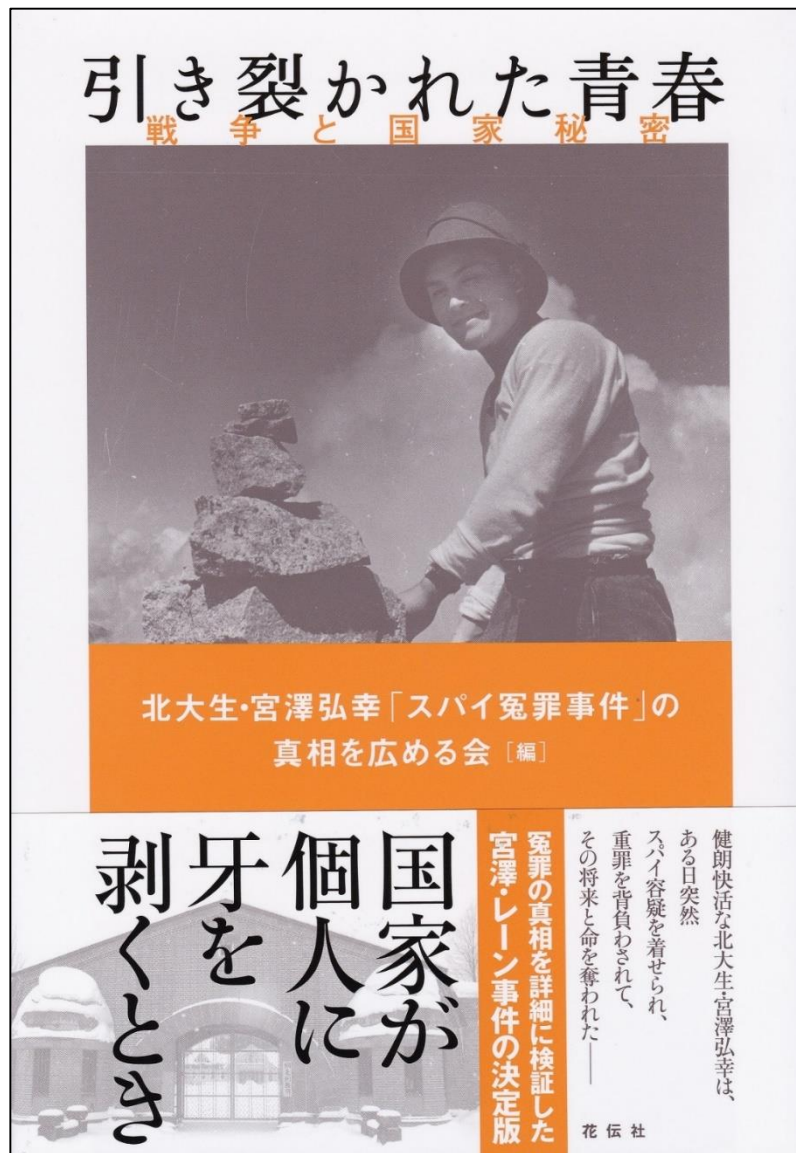
真相を広める会編・2014年花伝社

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録」

真相を広める会事務局編・2018年

「北海道大学大学文書館年報」第5号、第6号、第9号



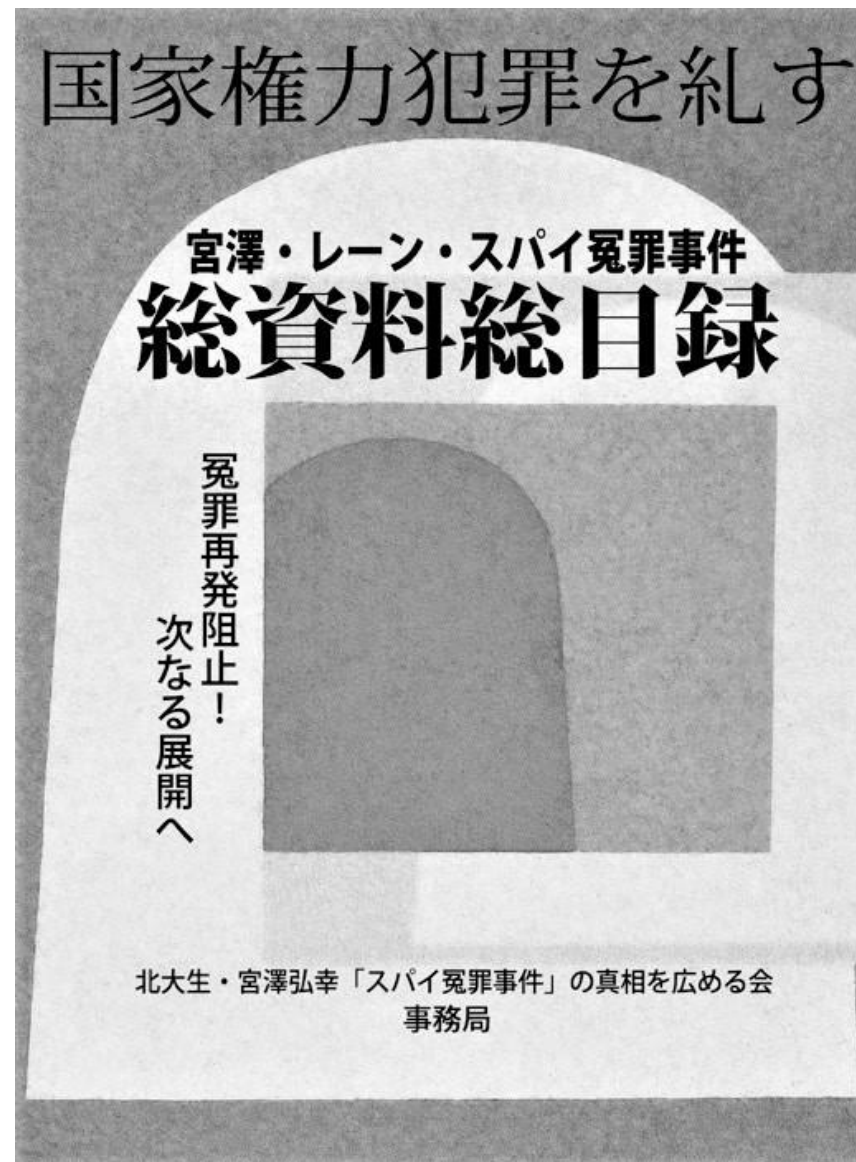


←

第1部＝冤罪の真相
 第2部＝冤罪事実の条条検証
 資料編＝判決全文、軍機保護
 法全文、年表
 特別添付＝重要事項索引
 ★送料込み2300円、後払い

→

第1部＝論考
 第2部＝資料
 第3部＝目録
 会報、事務局たより
 「引き裂かれた青春」索引
 ★送料込み1500円、後払い



☆申し込みは本会事務局まで。FAX:03-6272-5263 e-mail: chyda-kr@f8.dion.ne.jp

戦争
させない

9条
壊すな!

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会 事務局

<http://miyazawa-lane.com/>

101-0061千代田区神田三崎町2-19-8 杉山ビル2F

chyda-kr@f8.dion.ne.jp <tel:03-3264-2905> fax:03-6272-5263

福島清、水久保文明（東京）、根岸正和（札幌）